



宮代町議会議長 合川 泰治 様

宮代町長 新井 康之



## 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度に公表した健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- ( 13.95 )	- ( 18.95 )	6.1 ( 25.0 )	- ( 350.0 )

### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載すること。
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。



宮代町議会議長 合川 泰治 様

宮代町長 新井 康之



## 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、令和5年度に公表した資金不足比率を次のとおり報告します。

### 記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
水道事業会計	0.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	0.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

### 備考

- 2 必要に応じて「特別会計の名称」欄を追加すること。
- 3 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。  
「令第17条第1（2、3、4）号（括弧書き）の規定により事業の規模を算定」

総括表① 健全化判断比率の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
114421	埼玉県	宮代町	-	-	6.1	-

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位：%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.95	18.95	25.0	350.0
7,313,403	146,661	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

団体名 埼玉県宮代町

会計名	実質収支額	(分母比)
一般会計	758,524	10.4
一般会計等に属する特別会計		
小計	758,524	10.4
標準財政規模	7,313,403	100.0
実質赤字比率 (%)	-10.37	※

会計名	資金不足・剰余額	(分母比)
水道事業会計	593,633	8.1
下水道事業会計	79,104	1.1
宅地造成事業以外		
宅地造成事業		
法適用企業		
宅地造成事業以外		
宅地造成事業		
法非適用企業		
合計	1,594,065	21.8
標準財政規模(再掲)	7,313,403	100.0
連結実質赤字比率 (%)	-21.79	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和4年度決算)

Ver.04.00

団体名 埼玉県宮代町

(単位：千円)

	① 元利償還金の額 (繰上償還額等を 除く)(3③A表「元 金」欄の数を 転記)	② 積立不足額を考 慮して算出した 額(3①A表「エ」 欄の数を 転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当り の元金償還金 (年度割相当 額)(3①A表 「ウ」欄の数を 転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て られた額(3②A 表「合計※」欄 の数を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てられた 又は負担金	⑥ 公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正に上 り基準財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	⑪ 償還補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び元 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和2年度	817,656			448,421	65,110	130		104,062	684,215	684,215	4,275
令和3年度	844,030			373,123	94,932	90		111,217	670,296	670,296	4,286
令和4年度	840,440			371,128	103,526	90		116,917	666,405	666,405	4,268

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額	⑮ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
令和2年度	4,468,060	2,098,633	377,357		6.34240	6.1
令和3年度	4,371,893	2,580,227	521,100		5.70618	
令和4年度	4,575,468	2,591,274	146,661		6.32907	

(参考)

	⑯の内訳	⑰の内訳
令和2年度	PFIS事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び地 立行政法人環境再 生体全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)
令和3年度	いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買収するために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び地 立行政法人環境再 生体全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)
令和4年度	PFIS事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び地 立行政法人環境再 生体全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)

総括表④ 将来負担比率の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

埼玉県宮代町

団体名

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	（単位：千円）				連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額	
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等（損失補償、信託、貸付）			
7,840,330	0	2,702,355	323,878	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120		41	5									

(分母比)

充当可能財源等

充当可能基金	充当可能特定歳入	（単位：千円）	
		うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
2,943,081	699,020	699,020	7,752,140
45	11	11	119

(分母比)

将来負担額 A	167
10,866,563	

充当可能財源等 B	175
11,394,241	

A - B	
-527,678	

将来負担比率 (%)

-8

標準財政規模 C	112
7,313,403	

算入公債費等の額 D	12
785,085	

C - D	
6,528,318	

-8.0



宮監査発第12-7号

令和5年8月18日

宮代町長 新井康之様

宮代町監査委員 新 祖

章



### 令和4年度財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和4年度財政健全化についての意見は、下記のとおりです。

#### 記

1 審査期日

令和5年7月24日

2 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

3 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	— %	— %	13.95%以上	赤字なし
②連結実質赤字比率	— %	— %	18.95%以上	赤字なし
③実質公債費比率	6.1%	6.0%	25.0%以上	
④将来負担比率	— %	— %	350.0%超	指標なし

4 総括意見

財政指標のうち、実質公債費比率は令和3年度比0.1ポイント増の6.1%、将来負担比率は地方債の償還が進み、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、指標なしとなりました。これは早期健全化基準に比べ良好な結果です。

大変厳しい財政状況が続く中、学校施設を含む公共施設の老朽化も進み、施設の更新ピークを迎えることが見込まれるため、公共施設の更新については、公共施設マネジメント計画に基づいて、着実に進めていくことを望みます。

5 その他

公営企業会計の経営健全化審査については、赤字額が生じていないことから審査の必要性がありませんでした。